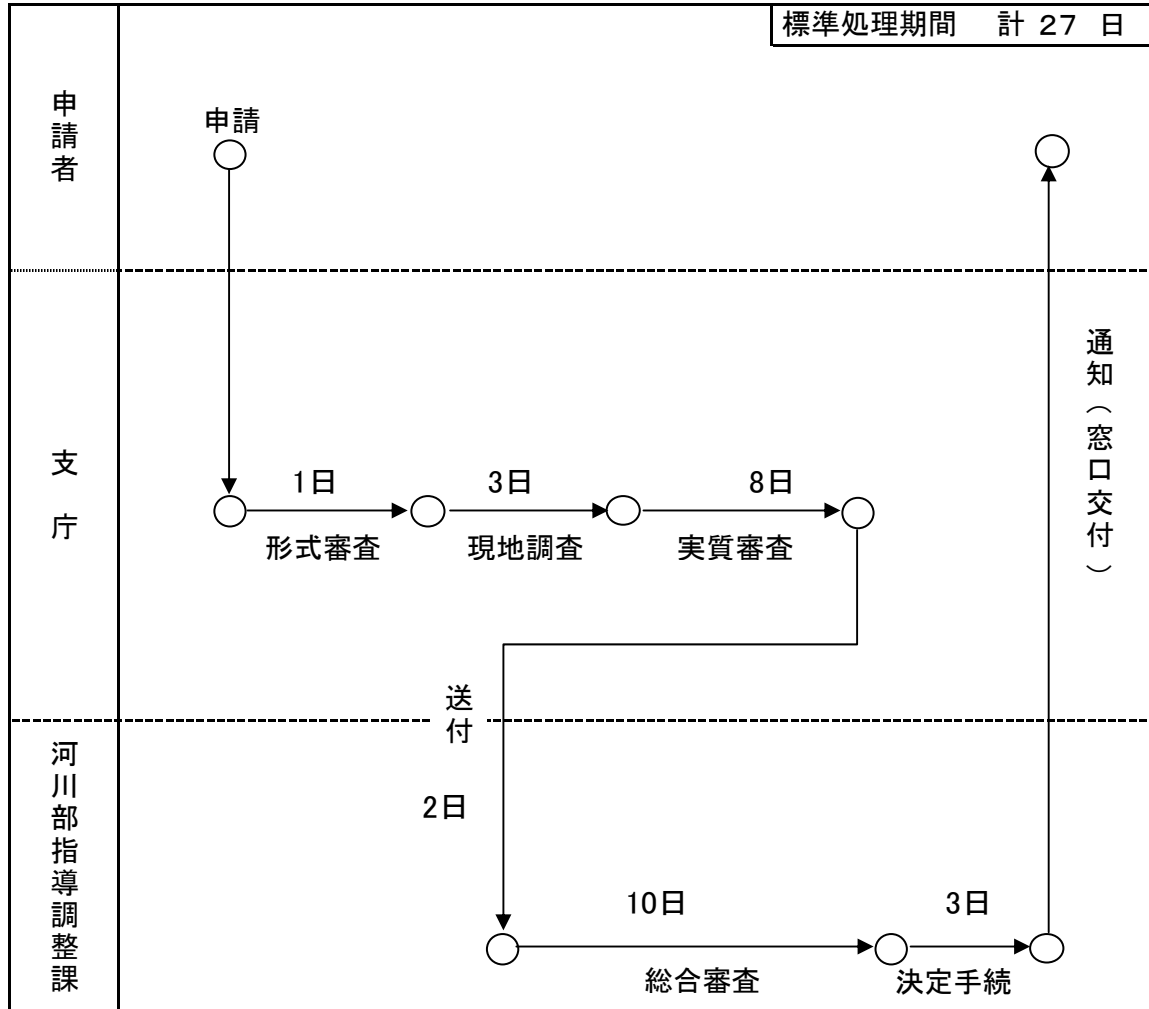


事務処理フロー図

事務名 一般公共海岸における占用の許可
《事務処理フロー図》

作成部署 建設局河川部指導調整課 電話41-445
《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないか、添付書類がそろっているかどうか審査します。
2	現地調査	該当箇所について現地調査を行い、申請書に記載されている海岸の現況について確認します。
3	実質審査	申請内容について基準を満たしているかどうかを審査します。
4	送付	経由機関としての支庁の審査が終了した申請書を、処理機関である河川部指導調整課へ送付します。
5	総合審査	関係各課に意見照会し、整備工事等との整合性を図り、審査基準等に照らし合わせ総合的に審査します。
6	決定手続	許可の諾否について、河川部長が決定します。
7	通知	申請者に通知します。